

広報活動に関する法的留意点と実務対応

【日時】 9月17日(水) 13:00~17:00
【会場】 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

■講師： 弁護士法人畑中鐵丸法律事務所 代表社員 畑中 鐵丸 氏



【略歴】 弁護士・ニューヨーク州弁護士。
東京大学法学部在学中に司法試験と国家公務員試験(I種)に合格。同大学卒業後、新日本製鐵株式会社勤務、ペンシルヴァニア大学ロースクール(法学修士課程)卒、Kirkland&Ellis法律事務所(米国)などを経て、現在、弁護士法人畑中鐵丸法律事務所代表を務める。100社を超える企業の顧問弁護士を務めるほか、農林水産省法律顧問(2010年-2014年)、日本弁護士連合会サービス委員会委員長、一般社団法人ニューメディアリスク協会理事等も務める。著書は、「企業法務バイブル」シリーズ(弘文堂刊)、のほか、「法律オンチが会社を滅ぼす」(東洋経済新報刊)、「こんな法務じゃ会社がつぶれる」(第一法規刊)等。

■プログラム：

1. 広報活動における問題発見・解決フレームワーク

- 【フェーズ0】 課題概要 ~広報活動と法律との関わり~
- 【フェーズ1】 規制環境の把握 ~各種規制及び規制ロジック:著作権・肖像権・名誉権・プライバシー権 等~
- 【フェーズ2】 戦略法務 ~法的知見を活用した広報戦略~
- 【フェーズ3】 予防法務
- 【フェーズ4】 有事対策

2. 広報活動において生じる実務課題Q&A

- Q1:「街中の風景や建物、またキャッチフレーズやロゴ等に著作権は発生するか」
- Q2:「著作権者に連絡が取れない/著作権者不明の写真を使用する際のリスク、対応策は？」
- Q3:「広報に写真を使用する場合、被写体の方の承諾が必要か？また、当初想定されていた使用用途以外で用いる場合、再度承諾をもらう必要はあるか」
- Q4:「実施したイベントでの写真撮影について気を付けるべきことは？」
(例)・お客様・ご来場者が写りこんだ写真は社内広報誌や対外向けの企業パンフレットに使えるか？
・イベントで著名人が来場した際の写真を使用する際の注意点は？
- Q5:「社内報のインタビュー等で社員の発言が著名人の言葉を引用したときの注意点はるか」
- Q6:「ネット上の特定の書き込みに対し、プロバイダに削除依頼を行う、または直接担当者が投稿者にコンタクトをとることは可能か」
- Q7:「社内報および社内イントラネットでの、新聞記事の引用は可能か。可能であれば、実際に行う際の注意点とは？」 ……など他多数

■受講料(各回1名あたり/税込・資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

- *第33期企業広報実践研究会のご参加企業に限り、上記表示価格より2割引でご参加頂けます。
- *FAXでのお申込みの際は、FAX番号のお間違いがないよう、ご注意ください。
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願い致します。
- *会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明点については、当会ホームページより【TOP】→【よくあるご質問】をご参照下さい。

一般社団法人企業研究会 担当：篠原
TEL 03-5215-3512/E-mail shinohara@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

申込の際は下記欄を FAX (03-5215-0951) にてお送り下さい。当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) ・担当者宛 E-mail からもお申込み頂けます。着信確認後、担当者より、詳細・ご請求についてご案内を申し上げます。

140179-0404(※)		お申込み書		2014.9.17	
広報活動に関する法的留意点と実務対応					
会社名					
住所	〒				
TEL			FAX		
お名前	フリガナ		所属	役職	
Eメール					

- *お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。
- *講師と同業・同業種の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承ください。